平成２３年（フ）第１４９号
青森県弘前市大字広野２丁目22番地24
債務者　太田　　航
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第１５４号
青森県青森市浪岡大字女鹿沢字野尻14番地228　市営花岡団地３号棟－３
債務者　木村　寿子
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第４１８号
静岡県磐田市森下1011番地３　ハイツ水神Ⅲ－Ａ－102、前住所静岡県浜松市東区笠井町935番地の４
債務者　内山　　優
1　決定年月日時　平成23年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月21日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第４２０号
静岡県袋井市諸井332番地の１　コミュニティ21―202
債務者　田邊　清美
1　決定年月日時　平成23年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月21日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第１９３５号
横浜市神奈川区新子安１丁目27番17―414号
債務者　吉田久美子
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２０２５号
神奈川県藤沢市長後993番地　長後ハイツ13号室
債務者　山口　正子
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５６６号
静岡市葵区瀬名１丁目１番５―103号
債務者　榊原ゆかり
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３２６号
岡山市南区大福508番地１　グレースフル大福Ａ202
債務者　木戸　淳平
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月24日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３２７号
岡山市南区大福508番地１　グレースフル大福Ａ202
債務者　木戸ゆかり
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月24日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３６３号
岡山市北区大安寺南町１丁目８番52号
債務者　佐竹　保光
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３７３号
岡山市中区浜３丁目10番59－１号
債務者　髙津三登女
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月24日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４０８号
岡山市北区柳町２丁目７番15―502号
債務者　中嶋　千尋

1　決定年月日時　平成23年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月４日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４１５号
岡山市南区若葉町23番21－２号　グリーンハイツ若葉Ａ棟103号
債務者　上地　完吉
1　決定年月日時　平成23年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月４日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０７４号
東京都国分寺市東恋ケ窪４丁目22番地４喜久荘201
債務者　佐久間忠志
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月２日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第６９号
静岡県藤枝市八幡785番地の１　グリーンメイゾン103号
債務者　萩原　康伸
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月26日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部